

「一般廃棄物処理業許可基準等要綱」、「横浜市一般廃棄物処理施設等設置に係る許可事務等取扱要綱」及び「横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱」の一部改正に係る概要

1 趣旨

本市では、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、一般廃棄物処理施設の設置及び浄化槽清掃業に関する許可事務を行っています。

上述の許可申請等に係る事務手続については、「一般廃棄物処理業許可基準等要綱」（以下、「許可基準要綱」といいます。）、「横浜市一般廃棄物処理施設等設置に係る許可事務等取扱要綱」（以下、「施設要綱」といいます。）及び「横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱」（以下、「浄化槽要綱」といいます。）において細目を定めておりますが、手続を行う事業者の皆様の負担軽減及び利便性向上のため、これらの要綱に定める様式等の見直しを行い、押印等を廃止します。

また、一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）以外の一般廃棄物収集運搬業について定めた許可基準要綱と、浄化槽汚泥等の一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業について定めた浄化槽要綱について、提出書類や記載内容が同じ書式の統一化を図るため、浄化槽要綱の改正を行います。

2 概要

(1) 許可基準要綱

様式中の押印欄を廃止します。また、従来印鑑証明書の提出を求めていた手続については、これを不要とします。

(2) 施設要綱

様式中の押印欄を廃止します。また、従来印鑑証明書の提出を求めていた手続については、これを不要とします。

(3) 浄化槽要綱

ア 許可基準要綱と記載内容が同じ様式について、許可基準要綱が定める様式に統一し、併せて様式中の押印欄を廃止します。

イ 当該要綱が適用となる許可の対象を明確にするため、文言修正を行います。

3 その他

改正案は確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正又は見直しを行う場合があります。